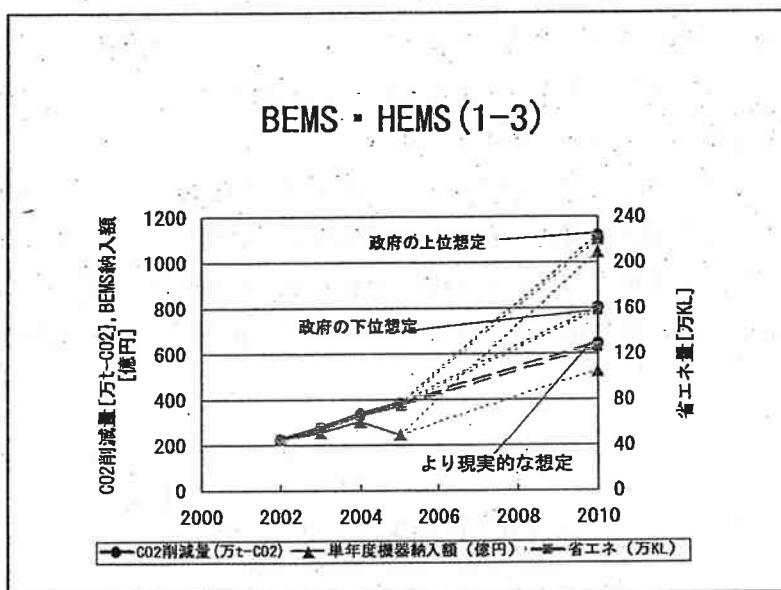


また、BEMS・HEMSについても、これまでの導入実績にてれば、これらの導入のための政策がないままでは、削減量が大幅に不足する可能性が高い（下図参照）。



現状のままでは、業務用建築物対策と住宅対策をあわせると、不足量は1700万トンに及ぶと推計される。

2000m²以上の住宅・建築物に対する省エネ法の計画書を2000m²以下にも求め省エネ措置の届出義務違反に罰則をもって届出を担保すべきである。また新築住宅で住宅性能評価を受けているのは2006年で約3分の1に過ぎない。すべての新築建物の建築基準に省エネ性能基準を加え、自治体において省エネ性能をあわせて審査することとし、既存建築物の省エネ改修工事を含めた使いやすい融資制度を設けるべきである。

以上の強化を行っても、住宅・建築物の場合はストックの置き換わりに年数がかかるため、挽回できるのは100万トン程度であり、約1600万トンが不足する可能性がある。

【個別的修正を求める意見】

ア 10行目 「住宅・建築物に係る省エネ措置の抜本的強化に向け、」の後に、「すべての建築物を対象とする省エネ性能を担保する規制措置及び省エネ基準違反への罰則の導入と、利用しやすい簡便な融資制度の導入が必要である。」とする。

(7) 「国民運動」、「機器対策」、「見える化」、「産業・業務部門対策」について

事業者、公的機関を含む国民各界各層が排出削減に取り組むことが必要なのであって、家庭や業務での取組を「国民運動」と称する趣旨であってはならない。

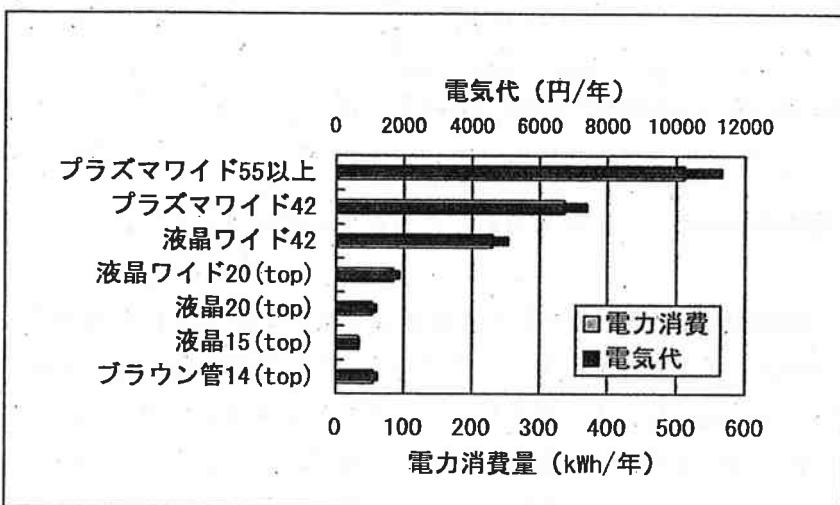
「一人1日1kg削減」は政策・対策とはいえないものであり、年齢や生活様式が異なる個人のエネルギー消費行動実態とかけ離れた数字であって、個々人の削減行動の指標となりえず、「モットー」としても適切でない。

機器の買換時の省エネ性能の高い機器の選択やコマメな省エネの取組は当然の取組として、

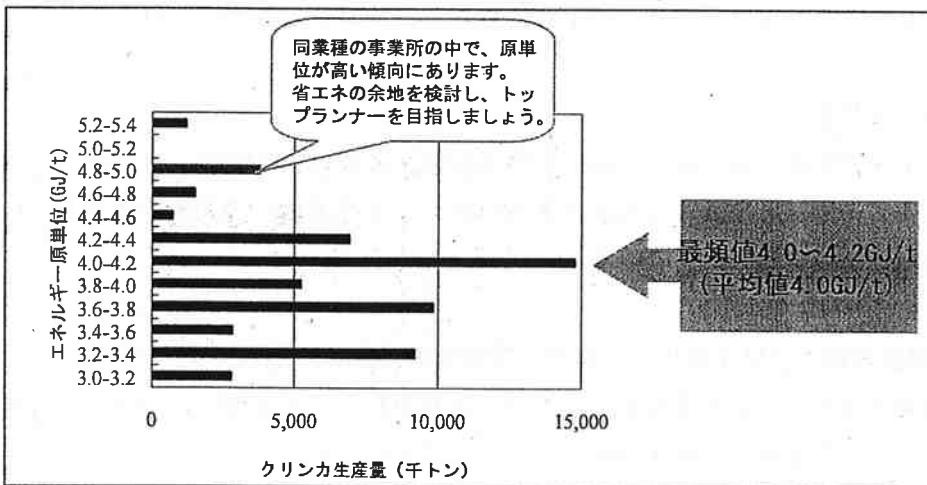
住宅・建築物の省エネ性能や大型機器や自動車を選ばないこと、炭素税の導入による高効率機器への誘導などにこそ、製造業者及び販売業者が先頭にたって国民的に取り組む意義がある。

トップランナー基準は機器の効率改善を促進しており、その対象機器の拡大や基準の強化がさらに必要であるが、大型化に対応できていない現状の細かすぎる区分基準をより大括りにするなどによる小型機器への誘導が必要である。

また、「見える化」による情報公開は重要である。例えば、賃貸ビルや住宅の断熱基準の遵守不遵守でエネルギーの差異が大きいことや、乗用車やテレビの大きさによるエネルギー消費の差異が大きいこと、事業所ごとのエネルギー効率水準の比較などを通して、事業者・国民の理解が深まり、積極的に取り組む事業者を事業者評価においても反映させることができると。



セメント製造事業所ごとのエネルギー消費効率



(8) 「自動車単体対策」、その他の運輸部門対策について

現行の運輸部門対策は、政府の上位見通しでは約400万トンの超過達成であるが、下位見通しでは約300万トンが不足するとされている。サルファーフリー燃料対応自動車の導

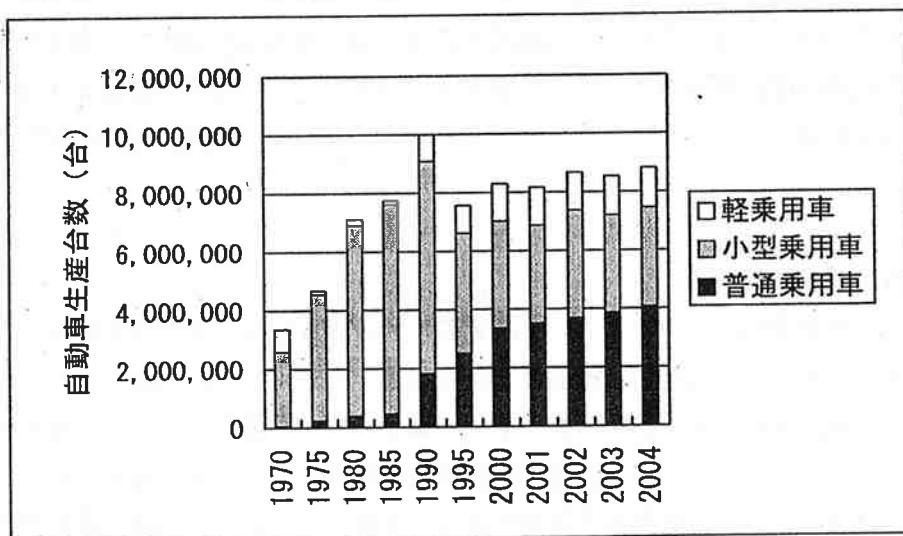
入については経済産業省が大気汚染対策の前提が達成できずに無理なことを認めており、削除すべきである。また、国際貨物の陸上輸送距離の削減、クリーンエネルギー自動車の普及、など、担当省庁自身も削減量が目標を下回る可能性を認めている対策が多い。

さらに、気候ネットワークの算定では不足量は1900万トンに及ぶ。不足を生じる主な対策は、ITSの推進、道路工事の減縮、テレワークの活用（今般、目標を下方修正したが、なお根拠不明である）、トラック輸送の効率化（そのうちトラックの大型化）などであり、削減の根拠が不明の対策である。

トップランナー基準による燃費改善は目標の超過達成が見込まれる一方、上記対策による運輸部門での大幅な不足量が見込まれることから、トップランナー目標は区分を少なくするなどさらに強化し、重量車への課税を強化するグリーン税制とあわせ、小型車への誘導を図るべきである。これらの政策強化と、本年7月2日に省エネ法の省令・告示が公布された2015年度を目標とする新燃費基準の効果によって、約1000万トンの上乗せ削減を見込むことができる。

【個別的修正を求める意見】

ア 12頁 自動車単体対策に加えて、「自動車の小型化を誘導する対策の導入」を加えるべきである。



自動車保有台数や大型車の割合の増加は抑制傾向にあるが、大型車が占める割合は約3割を占め、近時の生産台数に占める割合は増加し、現在では半分に近い。

(9) 自然エネルギー対策について

自然エネルギーについては大幅削減社会に向け国際的にも飛躍的拡大が進んでいる。日本にも、供給側に自然エネルギーのポテンシャルと技術があり、需要側の企業・市民にもニーズと導入意欲があるが、資源エネルギー庁の「エネルギー需給実績（確報）」によれば自然エネルギー供給量は大きく減少した（90年度から05年度までに24.5%減）。廃棄物発電などを加えた「新エネルギー」はやや増加したものの、一次エネルギー供給に占める割合は

3%に満たない。目標達成計画では4690万トンの削減を見込むが、国際的にみると目標自体が圧倒的に小さく、それでも、政府も下方見通しでは753万トンの不足を認めている。

普及が進まないのは制度の不備のためである。従来政策を総括し、自然エネルギー導入の機会を抜本的に広げ、コストも政策的に下げ、化石エネルギーのコストを上げるよう、政策を抜本的に転換することが必要である。

中間報告では重要度の高い対策に重点をおくべきであり、「RPS法等の供給側の取組の確実な実施やグリーン電力証書等の民間の自主的取組」に委ねるのではなく、「自然エネルギー電力の固定価格買取制度の導入」や「RPS制度の下での電力の導入義務量の抜本的拡大」、さらに差額の補填や送電網の強化などを講じるべきである。

熱については、太陽熱とバイオマスの産業・民生向け支援策、自治体が企業や住民に具体的な技術やコスト、事業組合の紹介などを行うことも考えられる。

【個別的修正を求める意見】

13頁「新エネルギー対策の推進」の最初に次の文を追加

「自然エネルギーは供給量が90年比で減少、廃棄物発電などを含む新エネルギーでも供給量は一次エネルギーの3%未満に留まる。意欲ある自然エネルギー事業者の導入事業計画が、電力事業者より量的に制限される例も報告される。日本の導入ポテンシャルと事業者・市民の意欲を現実の供給増につなげるため、供給量の抜本的拡大を政策目標化し、普及政策の抜本強化、制約の制度的除去が不可欠である。自然エネルギー電力普及では供給量の飛躍的拡大を保証する制度が不可欠である。この例として、自然エネルギー電力固定価格買取制度がある。」

(10) 代替フロン等3ガス対策について

この分野は現在、目標達成計画上の2010年度目標の3分の1にまで排出量が減少している。業界の取組努力もあるが、当初の目標設定が低きに過ぎたと言える。代替フロンは冷媒や断熱材のように、製造後何十年も排出が続くものが多く、排出削減のためには早期の対策が不可欠である。6月22日に開催された産業構造審議会化学・バイオ部会第17回地球温暖化防止対策小委員会において、目標達成計画の評価・見直しにおいて目標値の再設定を適切に行うとされたところである。

代替フロンについては更なる削減の可能性が相當にあるところから、今後の増加を極力おさえて現状横這い程度を保てるよう、目標を大幅に強化する（目標数字を引き下げる）ことで3500万トンの追加削減が見込める。

【個別的修正を求める意見】

ア 14頁の③の項目中に、2010年度目標に比して現状で大幅に排出量が減っていること、及びその現状に鑑み大幅な目標強化を行うことを記すべき。

イ 同じく14頁の③の項目中に、増加が見込まれる冷媒用途に加え、空中に放出されることを前提にしているエアゾールや発泡・断熱材用途の規制を強化することも盛り込むべき。